

機関番号：13101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530005

研究課題名（和文） 家族紛争処理のためのネットワーク構築に関する日英比較研究 - 司法参加の視点から

研究課題名（英文） A Study on Construction of Network for Family Dispute Resolution from the Viewpoint of Open Judiciary by Comparing UK and Japan

研究代表者

南方 暁（MINAMIKATA SATOSHI）

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：70125805

研究成果の概要（和文）：家族紛争、とりわけ離婚に関わる当事者に対する司法と司法外の諸機関による当事者支援について日英を比較検討すると、日本では機関相互の十分な連携体制が整備されていない。英国における公的機関と私的機関の連携体制に見られる特色を活用して家族紛争に直面する当事者への効果的な支援を行うことが可能となる。

研究成果の概要（英文）：Support services by the judicial and non-governmental organisations for the parties involved in family disputes are still premature in Japan and British experiences in this field could provide us helpful and practical information in examining more efficient and effective services for the parties to family disputes.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：家事紛争・司法参加・連携支援・民間機関・ネットワーク

## 1. 研究開始当初の背景

家事紛争を処理する司法機関として家庭裁判所の果たしてきた役割は大きいですが、司法機関であるが故の限界が家事紛争の増加と多様化によって顕れてきた。家庭裁判所は、家事紛争における権利義務関係と人間関係の領域を守備範囲にしているが、司法機関としてもっぱら前者を対象とせざるをえず家事紛争の発生から終結するまでの過程の一部に関わるに過ぎない。さらに、家事紛争が家庭裁判所で一応終結しても、当事者の間では対立が継続する可能性があり、家庭裁判所での結果をどのように実現するかなどについては、当事者は課題を負ってゆくことにな

る。しかし、現在の家庭裁判所は、司法機関という制約があるために、当事者の課題に対して十分な対応を提供する仕組みを持っていない。そのため、当事者が法的救済の途を閉ざされる、無用の紛争を起こす、紛争をこじらせるなど、当事者にとって好ましくない結果を招くことがしばしば見受けられる。

そこで家庭裁判所が果たしている役割と、家庭裁判所以外の機関の果たしている役割を有機的にとらえ、紛争当事者を支援する仕組み・ネットワークとしてどのようなものが紛争当事者にとって有用となるのか野検討が必要と思われる。すでに、家事紛争処理に当たっては、家事調停員に代表される国民の

司法参加の実績があり、近年では家事紛争当事者を支援する民間の機関の展開も見られ、家庭裁判所と他の機関との連携によって紛争当事者の支援や保護をいっそう図れる兆しが見えてきている(図1参照)。そこで、本研究では、家事紛争処理を家庭裁判所と他の機関(とりわけ民間機関)がどのように役割を分担し、また家族紛争へ有機的な関係の中で対応してゆく必要があるのかについて、その基本原則および具体的な制度設計をめぐって検討が行われた。

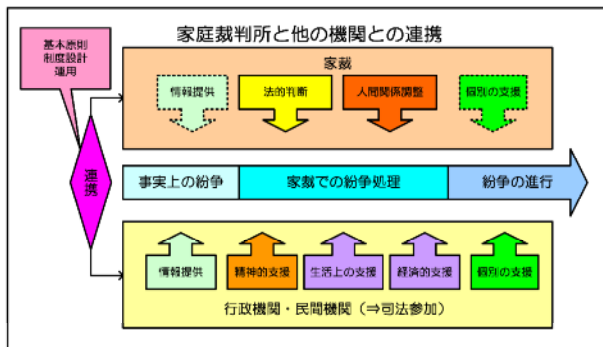


図1

## 2. 研究の目的

家事紛争に巻き込まれた当事者が、紛争を適切に処理して直面する困難と折り合いをつけてゆくためには、司法機関である家庭裁判所の役割は重要であるが家庭裁判所ですべてが決着するわけではない。例えば、離婚事件では、子どもの養育費や面会交流などについて、家庭裁判所での処理の重要性は当然であるが、司法機関の判断をどのように実現してゆくかは、子どもをはじめとする当事者にとっては決定的な意味をもつ。さらに、当事者が司法機関を利用する前段階での様々な支援も、紛争を円滑かつ効果的に終結させるためには不可欠である。また、司法機関を利用した後も同様のことが言える。そこで、本研究は、家事紛争処理を家庭裁判所と他の機関(とりわけ民間機関)がどのように役割を分担し、また家族紛争へ有機的な関係の中で対応してゆく必要があるのかについて、その基本原則および具体的な制度設計を明らかにするものである。

## 3. 研究の方法

研究は、制度の実態を的確に把握する必要があるので文献と実態の調査を組み合わせることを行った。日英の家族紛争処理制度に関する文献を検討するとともに日英の関係諸機関(とりわけ民間機関)における面談調査を行い、家事紛争の実態と関与する人々の認識や具体的な行動について分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 家事紛争当事者の抱える問題

家事紛争当事者は、法的問題、人間関係の問題、社会関係の問題など様々な問題を抱えて直面する紛争に向き合っており、ゆかなくてはならない。ここで離婚に直面する子どもの面会交流や養育費支払をめぐる紛争を例にとって検討してみると、問題は以下のような形で現れてくる。

第一に、婚姻継続中に父母の関係が悪化して別居に至った場合、別居親と子どもの面会交流をどのように行うのか、また、養育費をどのような形で支払ってゆくのかはしばしば紛争となる。

第二に、離婚手続中に同じような論点が生じてくる。

第三に、離婚手続が協議・調停・判決のどのような形によって終了したとしても、その結果を適切に実現するための仕組みや支援が問われることになる。

当事者の合意や裁判所の判断を実効性あるものとして実現するためには、裁判所の強制によって可能となる事項だけでなく、当事者が非司法的な支援によって対応しなくてはならないものもあり、現在、日本の法制度はこのような要請に十分応えているかは疑問といえる。

家事紛争に関わる事項で法的に強制可能なものについては裁判所の体制を整備することによって目的を実現できるが、裁判所の管轄外の事項については、行政機関や民間機関の領域といわなくてはならない。

### (2) 日本における家事紛争支援機関・特色と問題点

すでに触れたように日本の家庭裁判所は、ほとんどの家事紛争に対して司法的な支援と判断ならびに結果の実現をもたらす有効な機関として機能している。しかし、現実の紛争処理の過程においては、司法機関として家庭裁判所には守備範囲があり、現実の紛争処理や無用な紛争を回避するための対応がしにくい現状がある。

離婚事件における面会交流に関して言えば、面会交流の明確な取り決めは、父母の協議がまとまらなると調停や審判(人訴では附帯事項)によって適切に処理することが可能である。家庭裁判所は、面会交流に関する申立が出れば、子どもの福祉を実現かつ保障できる内容での判断を下すことが出来る。必要と判断された場合には、家庭裁判所調査官が事実の調査を行い、子どもを含む関係者の調査をした上で、子どもの利益とは何かについて家庭裁判所に報告することが可能であり、この報告書を重要な判断材料として面会交流の是非やその内容について判断することが可能である。その過程では、調査官が当事者に対して専門家としての働きかけを行う

て、面会交流に関する理解を深めたり、当事者の関係を円滑にするような対応をしたり、また、子どもとの試行面接を行ったりして、子どもの福祉に可能な限り合致する面会交流に関する判断をする努力がなされている。そして、家庭裁判所の手続を経て、子どもにとって好ましい面接交流に関する調停や審判が下されることになる。

家庭裁判所におけるこうした手続過程では、子どもだけでなく当事者の法的保護がなされるとともに必要な場合には専門家により当事者支援も行われることになっており、家事紛争が家庭裁判所の中で処理されている間は、当事者への支援や保護は適切に行われる仕組みが用意されているといえよう。

しかし、一度、面会交流に関する結論がだされてしまうと、その実行に当たっては、当事者だけが対応しなくてはならないことになる。司法制度である以上、紛争状態にある当事者が紛争の処理について申立を行っている間は、司法機関は具体的な働きかけをすることは出来るが、一旦、紛争が法的に決着を見れば、その後、司法機関は申立がないかぎり介入することは許されない。なお、審判で家庭裁判所調査官の支援を受けることを命じた審判もあるが、一旦事件が終了した後にまで、家庭裁判所の関与の可能性を命じるというのは例外的な判断と思われる。

ただし、面会交流は子どもの事情や当事者の事情によって取り決めた内容を常に実現することは難しい。面会交流の日に子どもが病気になるかも知れないし、また、親が仕事で突然出張になり、面会交流の実現が困難になるかも知れない。個別の事件では、面会交流を決める過程での対立とそれに対する対応だけでなく、すでに決定したことを実現する過程で生じる不都合や行き違いなどに対して当事者がどう関わればいいのかという問題を常に抱えているのである（図2）。

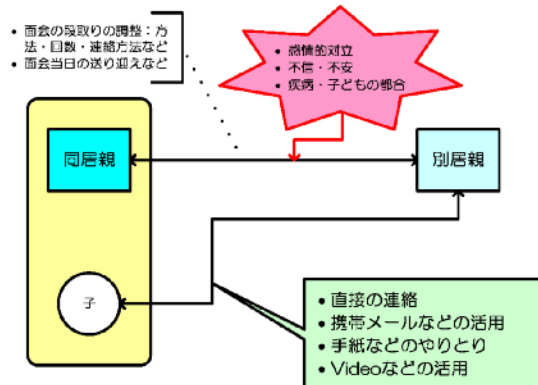


図2

このように面会交流をめぐる紛争に対する支援は、その時期については、紛争が公

的手続にのる前から公的手続が終了した後のすべての過程で必要になるといわずにはならない（図3）。また、その内容については、面会交流を理解するための情報適用、心理的な支え、さらに面接交流の方法など具体的なものを含む支援が必要になる（図4）。

家庭裁判所外において面会交流に関する助言や支援を受けたいと当事者が考えた場合、行政機関の相談窓口か民間機関に足を向けるほかない。

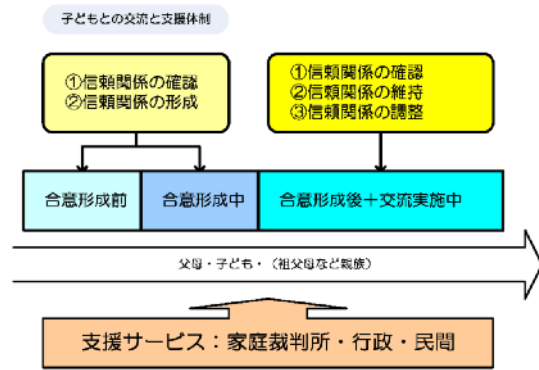


図3

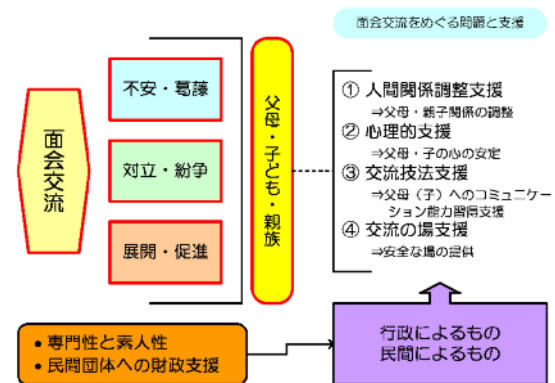


図4

多くの行政機関は市民サービスの一環として家族に関する問題の相談機会を提供している。市民相談一般の中に組み込まれているだけでなく、家族問題相談や女性問題相談など多様な形態や方法で面会交流を含む家事紛争に関わる事項の相談機会は提供されている。

こうした相談機関の特色や問題点を探るために相談機関への面談調査を行ったが、次のような特色と相談機関の限界が見られた。

第一には、多くの機関は無料で支援を提供しており当事者がアクセスしやすいものであったが、相談者が多いために継続して複数回相談に応じる場所は少なく、相談が一回的になる場合が多く見られた。面会交流は継続的に行われ、また、家族の紛争が流動的な性質を持っているので、当事者にとって困難

な状況が次から次に生じる可能性は高く、継続反復の相談が必要な事例も多いと推測されるが、そのような当事者の期待に十分応えることは難しい現状にある。

第二には、面会交流の相談件数は少ない現状がある。男女とも離婚前には子どもの問題のひとつとして面会交流に関する相談を持ち込むことはあっても、親権の帰属との関係での相談が主となっており、具体的に円滑な面会交流を行うかというよりも法的な問題としての相談となっている。

行政が提供する面会交流に関する支援は、現段階では、当事者が活用しているという状況にはない。面会交流をめぐる問題は、そもそも当事者の頭の中では、行政機関などに相談したり支援を求めたりする性質のものとして位置づけられていないのか、相談機関の情報提供不足によって当事者はニーズを抱えていながら具体的な相談行動に出ることが出来ないのか、相談機関の面談調査を通しては確定的な答えを得るには至らなかった。その原因がどこにあるのかは、行政機関の提供する相談業務一般の課題として議論する必要があるとも言えよう。

次に、民間機関が提供する支援の実情である。日本においては、民間機関が離婚後の面会交流に関する支援を行っている事例は限られている。「家庭問題情報センター( Family Problem Information Center )」が主としてこうした支援を当事者に提供しているに留まっている(他にも民間団体が同様の支援をしているところもあるが数は極めて限られている)。

民間機関によるこうした支援には、公的機関にない特色がいくつか見られる。法制度に拘束されないので、提供できる支援の内容と運用が柔軟に出来ること、公的機関でないため強制力がない反面当事者の自立的な参画によって支援を効果的にすることが出来るなど、民間であるがゆえの特色がある。面会交流に関する当事者の啓発、面会交流の場の提供や面会交流に当たって付き添いや引渡しの業務も可能となっており、個別の事情を反映した当事者支援が可能である。他方、民間機関であるために当事者が負担する費用は決して安いものではない。一定程度の質を保証する必要がある以上、公的な支援でもない限り利用者への負担が増えることは避けられない。面会交流は継続して行う必要があり、経費負担に耐えられる当事者のみが活用できる支援である。また、家庭裁判所のように全国で支援できる体制にはないため、地理的に利用者が限定される結果となる。

このような現状から見ると、日本における面会交流をめぐる司法・行政・民間の支援体制は当事者の利益保護にとって十分なものとは言えず、離婚に巻き込まれた子ども

の福祉を確保するためには現状を再検討しなくてはならない。

### (3) 英国における家事紛争支援機関-特色と問題点

英国(イングランド・ウェールズ)では、離婚数の増加にともなって親と別居する子どもの利益保護が議論されてきた。とりわけ、面会交流と養育費確保をめぐる様々な試みがなされてきている。そこで、英国での経験を検討して当事者支援体制の特色を明らかにして我が国における本問題に対する参考となる点を整理する。

第一に、離婚当事者が離婚から生じる人間関係と財産関係をめぐる問題全体に対して、裁判所と密接な連動をしながら支援活動を行う Children and Family Court Advisory and Support Service (CAFCASS)を挙げることが出来る(図5)。

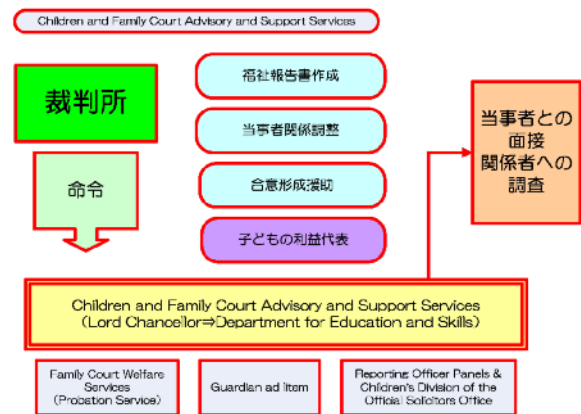


図5

離婚訴訟(必ずしも法廷での審理をするわけではない)を提起した当事者が子どもをめぐって対立した場合、本機関が裁判所の指示を受けて当事者の人間関係を含む調整活動を担当する。子どもとの面会交流や扶養料支払いをめぐる処理の支援を行うのである。そして、本機関は離婚手続が終了した後も、裁判所の命令があれば当事者支援を行うことが可能である。専門技能のある担当官が問題の明確化や当事者の行動支援をする中で、面会交流が適切に行うことが可能となる。ただ、本機関は半公的機関のために活動の経済的基盤がある程度安定している一方で、スタッフ数に制度上の制約があるなど、公的機関に特有の問題点も抱えている。そのため事件数は増大するのに対して対応するスタッフ数が不足する現実もあり、提供するサービスの質をどう確保するかが課題となっている。

第二に、面会交流については、Child Contact Centre が全国で活動を展開している。この機関は、民間のボランティアベース

で動いているもので、離婚後に面会交流をどのように円滑に行えるかについて情報提供、面会の場の提供、面会交流をめぐる啓蒙活動など面会交流に関する様々な支援を行っている。National Association of Child Contact Centres という全国組織はあるが単一の統一体という組織形態ではなく、それぞれ独立した Child Contact Centre が緩い連合体を形成して支援の基準作りや機関の認証などをするとどまっている。それぞれのセンターは、様々な資源を利用して当事者がアクセスしやすく、かつ、子どもにとって安全で適切な面会交流の場を提供して、当事者の不安を除き面会交流をめぐる無用の紛争を回避するよう支援を提供している(図6)。例えば、面会交流の場所として週末使われていない小学校や保育園を活用するなどお金のかからない(かけられない)対応などが報告されている。民間機関によるため支援の内容が柔軟でかつ機関の特色を出すことが出来る反面、運用経費をどのように確保するかなどの課題を抱えている。

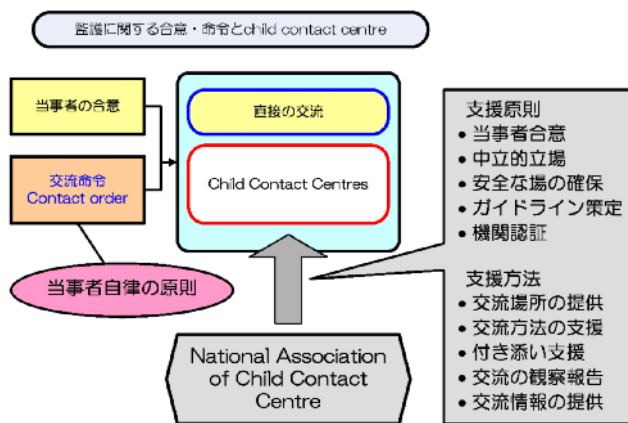


図6

第三に、養育費支払いをめぐる問題については、まず、子の別居親(多くは父親)に適切な金額の養育費を定期的に支払わせるために Child Support Agency(以下 CSA)が1993年4月に設立され、別居親から養育費を回収して子の同居親に支払うシステムを導入したものの、支払い額の計算方法や支払いの強制執行力などの制度設計の点で不備があり、別居親からの回収ができずに多額の赤字を抱え、英国政府も「失敗」と認めるに到った。同時に、CSAの制度を利用する当事者親たちだけでなく、CSAで働くほとんどの事務スタッフ側もそれぞれの業務や職場環境に不満を抱えており、離職を希望しているという報告もなされた(2005年)。そこで新たな改善策として、2008年11月以降 CSAに代わって Child Maintenance and Enforcement Commission(以下 CMEC)が、よ

り明確かつ具体的な方針のもと、養育費支払いの強制執行について養育費支払いの促進、ひとり親やその家族に対する情報提供や支援サービス、これまで CSA が行っていた業務の残務部分(新制度以前の養育費支払い取り決めの執行)の三部門にスタッフ及び経費を分配して養育費支払いに関する業務を担うことになった(図7)。

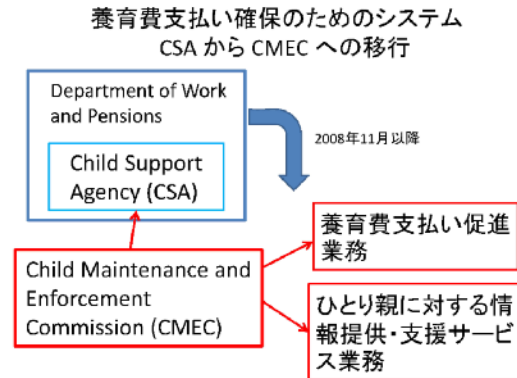


図7

最重要な改善点は、同居親も別居親も同等に尊重し、より現実的な支払い可能な金額を設定したり、支払い義務の強制力を強めて具体的なペナルティを科したりするところである(例:運転免許やパスポートを取り上げて、旅行や遊興費に充てないようにするなど)。また、当事者間で養育費支払いの取り決めを個別にすることを希望する場合は、CMECが介入することなくそれを尊重するという変更もなされた。こうした具体策をとることで、CMEC 担当者は養育費の順調な回収が見込まれるとしている。また、CSAと異なり CMEC はかつての所轄官庁である Department of Work and Pensions から独立した機関であり、より自由な裁量のもとで権限を行使することが可能であると CMEC や政府は期待をしている。

養育費支払いの問題と面会交流の問題とは全く別のものとして認識され、制度的にも所轄の機関や対応策も切り離されている。しかしながら、例えば上記の「運転免許取り上げ」ペナルティを科すことによって、子との面会交流を妨げるというマイナスの結果を生じかねないという指摘がなされている。いずれにしても、養育費に関しては「子どもたちが飢えないように」「もっと多くのお金をもっと多く子どもたちに」、面会交流に関しては「(両親が別れても)子が両親とそれぞれ有意義な関係(meaningful relationship)を維持するために」といった英国児童法の基本原則「子の最善の利益」を実現するための対策が求められている。

英国では、離婚に巻き込まれた子どもの支援は、離婚手続時だけでなく離婚手続が終了

した後も支援の対象としているところや、公的機関によるものと民間機関によるものの双方を有機的に連動させて行われている点が特色と言える。例えば、ひとり親とその家族を支援するさまざまな NPO 団体には、主として父親を支援する Family Needs Fathers や主として母親を支援する Gingerbread があり、CMEC や司法省の家族法部門関係者との連絡会合で意見交換などを行っている。

また、支援を提供する機関がその独自性を維持しながら全国的な統一基準を満たすという点も英国らしいと言えよう。

#### (4) むすび

離婚過程をすべて対象とした単一の支援機関を創設することは、現行制度の現実や制度展開にかかる費用、ならびに支援内容の多様性を考えると難しい。そこで、公的機関と民間機関、それぞれの専門をもった機関が密接かつ円滑な連携体制を展開して当事者支援を行うことが必要と思われる。

第一に、離婚手続着手前から離婚手続終了後のそれぞれの段階で当事者支援を行う有機的関係をもつ仕組みをどのように作り上げてゆくかが課題となる。現段階では家庭裁判所という専門機関がある段階までの支援を行っており、今後検討するべきものは家庭裁判所が対象と出来ない領域や段階を守備範囲とする仕組みである。

第二に、限られた資源の中で、前記の仕組みを整備するためには、公的機関と民間機関の相互連携体制の再検討が必要となる。英国の Child Contact Centre が新たな施設を建設するのではなく週末の学校を面会交流の場として活用するなどの柔軟な制度整備を行ってよいと思われる。

第三に、英国の養育費支払い促進の対応策に見られるように、当事者間で解決ができない場合に政府の特定機関が介入して具体的かつ現実的な解決を促す仕組みを作ることも検討する必要があると思われる。

仕組みを考える場合、当初から完璧なものを作りあげるのではなく、試行錯誤で対応するという姿勢が求められているのではないと思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計3件)

田巻帝子、Distribution of “matrimonial” property of married, cohabiting and same-sex couples in Japan、法政理論、査読無、42 巻 1 号、2009 年 9 月、pp.21-36  
南方暁、子どもの利益の保護—なぜ手続

的保障が必要なのか?—、法律時報、査読無、81 巻 2 号、2009 年 1 月、pp.6-13  
田巻帝子、「英国における同性カップルの子育てと養子」民商法雑誌、査読無、138 巻第 4・5 号、2008 年 8 月、pp.436-469

##### [学会発表](計3件)

田巻帝子、「What's in Between the Lines?- Principles and Reality of Family Law in Japan」国際シンポジウム Jurisprudence of the Family、2010 年 5 月 28 日、スロバキア・ブラティスラバ大学法学部

田巻帝子、「Distribution of “matrimonial” property of married, cohabiting and same-sex couples in Japan」国際家族法学会第 13 回世界大会、2008 年 9 月 19 日、オーストリア司法省

南方暁、「Family dispute in Japan - What prevents people from going to court?」国際家族法学会第 13 回国際大会、2008 年 9 月 18 日、オーストリア司法省

##### [図書](計2件)

南方暁、法律文化社、「子どもをめぐる監護紛争と面会交流」(生野正剛・二宮高富・緒方直人・南方暁編『有地先生追悼論文集・変貌する家族と現代家族法』所収)、2009、19

南方暁、尚学社、面会交流の支援体制に関する一試論—イギリスの面会交流センターを素材として—(岩志和一郎他編『家族と法の地平』所収)、2009、48

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

南方 暁 (MINAMIKATA SATOSHI)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授  
研究者番号：70125805

##### (2) 研究分担者

田巻 帝子 (TAMAKI TEIKO)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授  
研究者番号：80251784